

異次元発

変額個人年金保険GF(Ⅲ型)

商品の特徴

年金原資として、基本保険金額の105%を最低保証します。



さらに、運用実績に応じて、年金原資保証金額が基本保険金額の110%・120%・130%にステップアップします。

- 運用期間満了時に年金原資として最低保証される金額を「年金原資保証金額」といいます。
- ご契約当初の年金原資保証金額は、基本保険金額の105%ですが、運用実績に応じて、基本保険金額の110%・120%・130%の3段階でステップアップします。
- 運用期間満了時の積立金額にかかわらず、年金原資保証金額を年金原資として最低保証します。

ご注意いただきたい事項

- ⚠年金原資保証金額が最低保証されるためには、運用期間(10年間)満了まで運用いただく必要があります。
- ⚠中途解約した場合の解約払戻金額に最低保証はありません。
- ⚠死亡保険金額は、基本保険金額の100%を最低保証します。
- ⚠死亡保険金額は、ステップアップしません。

「異次元発」は生命保険です

この商品は、生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

特別勘定について

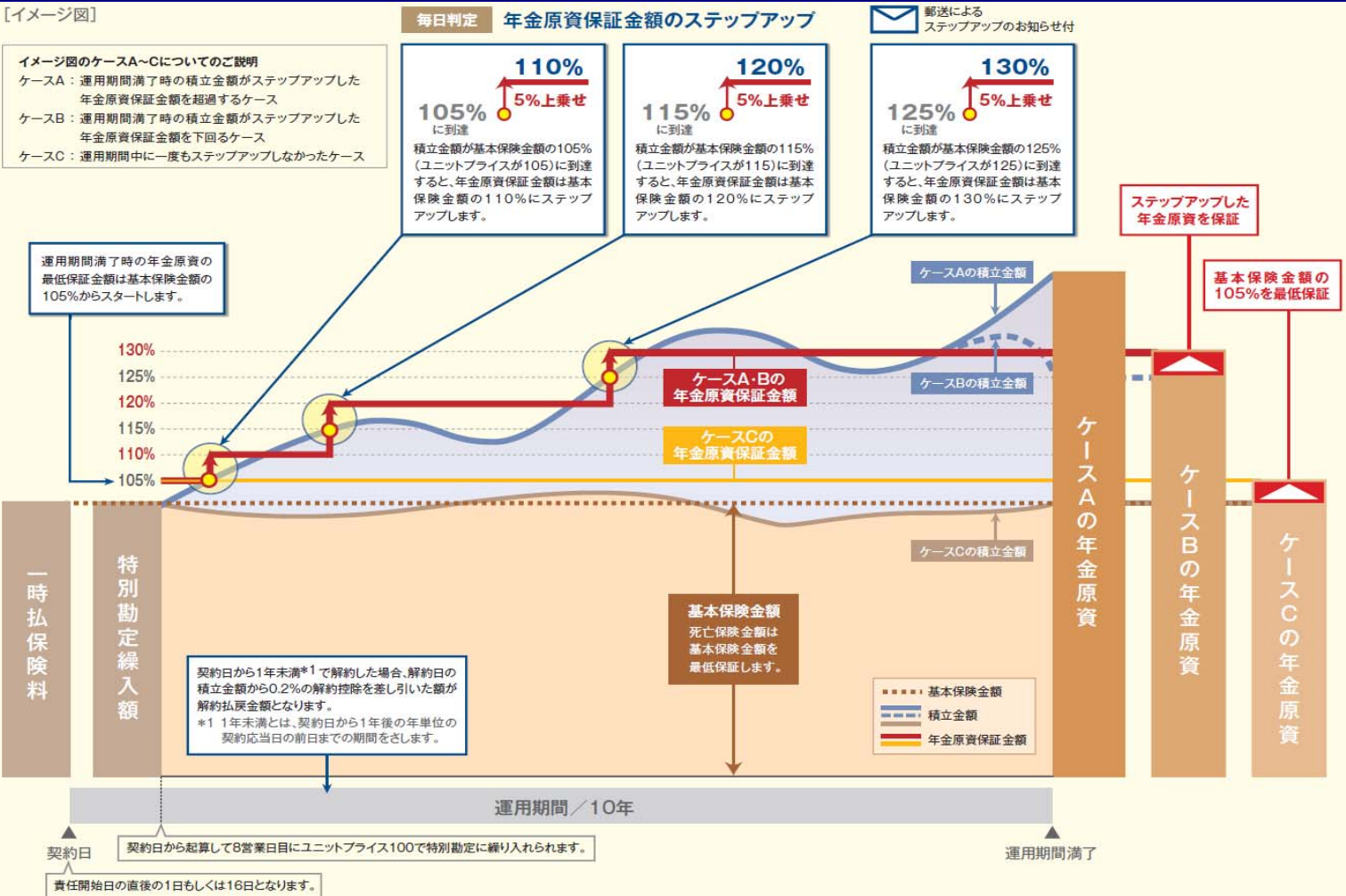
この商品では、特別勘定による資産運用を行います。

特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針など、資産運用に関する事項については「特別勘定のしおり」や「特別勘定レポート」をご参照ください。

投資リスクについて

この商品は、将来受け取る年金額、解約払戻金額、死亡保険金額等が特別勘定の運用実績に基づいて増減するしくみの生命保険(変額個人年金保険)です。特別勘定は主に国内外の株式・債券等の値動きに連動する投資信託に投資されますので、この商品には価格変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・金利変動リスク等の投資リスクがあります。そのため、株価や債券価格の下落・為替の変動等により、解約払戻金等のお受け取りになる金額の合計額が、一時払保険料の額を下回り、損失が生じる可能性があります。

商品のしくみ



※当図はイメージ図であり、将来の積立金額、死亡保険金額、年金原資額、年金額を保証するものではありません。
※実際の積立金額、死亡保険金額、年金原資額、年金額は特別勘定の運用実績により変動(増減)します。
※当図は運用期間中に解約、積立金の一部引出がなかった場合のものです。

運用期間満了後、年金または一括でお受け取りいただけます。

■ 年金額について

- ご契約時において年金額は確定していません。
- 年金額は、次の①または②のいずれか大きい方の額を年金原資として、年金支払開始日における予定利率等により計算した金額となります。
 - ①年金支払開始日前日の積立金額
 - ②年金原資保証金額

■ 受取方法

年金受取(確定年金)

- 年金受取期間中、毎年一定額の年金をお受け取りいただけます。
- 年金支払期間は5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年の中からご選択いただけます。

一括受取

- 年金受取に代えて、年金原資を一括でお受け取りいただくことができます。

死亡保障について

死亡保険金	運用期間中	「被保険者がお亡くなりになった日の積立金額」または「基本保険金額」のいずれか高い金額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。 死亡保険金額はステップアップしません。
死亡一時金*	年金支払開始後	年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金受取人に残存年金支払期間中の未払年金の現価に相当する金額を死亡一時金としてお支払いします。

* 死亡一時金のお支払いに代えて、年金受取人に引き続き年金をお支払いすることもできます。
年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人にお支払いします。

保険金をお支払できない場合について

責任開始時の属する日から被保険者が2年以内に自殺した場合や、ご契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなどは、死亡保険金のお支払いができません。

解約払戻金について

解約払戻金額は当社が解約にかかわる必要書類を不備なく受け付けた日(解約日)の積立金額となります。ただし、契約日から1年未満で解約した場合、解約日の積立金額に対して0.20%の解約控除が差し引かれた金額が解約払戻金額となります。解約払戻金額には最低保証はありませんので、特別勘定の運用実績によっては一時払保険料相当額を下回ることがあります。

諸費用について

この保険では以下の諸費用の合計額をご負担いただきます。

■運用期間中の費用

項目	費用の概要と適用方法	費用	
		投資信託による運用	公社債等による運用
保険関係費用 (保険契約管理費)	この保険の維持管理等に必要な費用で、死亡保険金額および年金原資を最低保証するための費用などを含みます。特別勘定の純資産総額に対して、[右記の年率／365(日)]を乗じた金額を毎日控除します。	特別勘定の純資産総額に対して 年率 2.08% *2	特別勘定の純資産総額に対して 年率 0.90%
資産運用関係費用 (資産運用管理費)*1	保険関係費用以外で、特別勘定の運用にかかる費用です。特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、[右記の年率／365(日)]を乗じた金額を毎日控除します。	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して年率 0.90% 程度*3	資産運用関係費用はかかりません。

*1 資産運用関係費用は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、監査報酬、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は投資信託の純資産総額より差し引かれます。したがって、ご契約者はこれらの費用を間接的に負担することになります。なお、資産運用関係費用は、運用手法の変更等により将来変更される可能性があります。

*2 債券ファンドのみで運用を開始した場合は、年率0.90%となります。

*3 債券ファンドのみで運用を開始した場合は、信託報酬はかかりません。

■年金支払期間中の費用 ※将来、以下の内容が変更になることがあります。

項目	費用の概要と適用方法	費用
保険関係費用 (年金管理費)	この保険の維持管理等に必要な費用です。 年金支払開始日以降、支払年金額に対して右記の率を乗じた金額を、 年1回の年金受取日に責任準備金から控除します。	支払年金額に対して 1.0%

付加できる特約について

この保険は次の特約が付加できます。

年金支払特約	死亡保険金について、一括でのお支払いに代えて年金でお支払いする特約です。
指定代理請求特約	年金受取人が年金を請求できない所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人の代理人として年金を請求することができます（被保険者と年金受取人が同一人の場合に付加できます）。

主な送付書類と送付時期

運用期間中

- 「ご契約状況のお知らせ」……………年4回、1・4・7・10月に郵送いたします。
※1月1日、4月1日、10月1日時点の情報についてはハガキ、
7月1日時点の情報については、封書でお届けいたします。
- 「特別勘定の現況」……………年1回、7月の「ご契約状況のお知らせ」と合わせて郵送いたします。
- 「年金原資保証金額のステップアップのご案内」……………年金原資保証金額がステップアップした際に郵送いたします。
- 「特別勘定の投資対象の変更のご案内」……………公社債等による運用に切り替わった際に郵送いたします。

年金受取開始前・開始後

- 「年金支払開始のご案内」……………年金受取開始前に郵送いたします。
- 「年金証書」……………年金受取開始後に郵送いたします。

上記送付書類の種類および内容については将来変更される可能性がありますのでご了承ください。

ご契約者さま専用テレホンサービス

ご契約内容・各種手続きに関するお問い合わせは

ご契約者さま専用テレホンサービス



0120-155-730

受付時間：月～金/9:00～17:00（祝日、12月31日～1月3日を除く）

お問い合わせの際は、証券番号が分かる「保険証券」等をあらかじめご用意のうえ、
ご契約者さま本人よりお問い合わせください。

- この資料は、ご契約者さま向けに商品の概要をご説明したものです。
- 詳細につきましては、ご契約時にお渡ししております「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」等にてご確認ください。

募集代理店

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命